

平成29(2017)年6月17日]

読売新聞 (夕刊)

## 遺伝情報扱い 法規制「必要」

### 厚生労働省研究班調査 7割、差別など懸念

遺伝情報の取り扱いについて法規制が必要と考える人が約7割に上ることが、厚生労働省研究班の意識調査で分かった。情報が無断で他人に提供されたり、保険加入や雇用などでの差別につながったりする懸念があるためとみられる。

調査は2月、20～69歳の男女4万4360人を対象にインターネットで実施し、1万881人(回収率24.5%)から回答を得た。その結果によると、必要と思う法規制は、個人の遺伝情報の第三者への無断提供の禁止、血液や髪の毛を使った遺伝子の無断解

析の禁止、遺伝情報に基づく雇用・就労での処遇決定の禁止などが多かった。

また、家族の病歴などの遺伝情報によって、保険加入を拒否されるなどの差別を受けた経験があると答えた人は3.2%いた。

今後、個人の遺伝情報を使って最適な治療法を選択する「がんゲノム医療」の本格的な普及も見込まれており、研究代表者の武藤香織・東京大学教授は「欧米と比べ、日本は遺伝情報の取り扱いへの対応が遅れており、早急に法整備を検討すべきだ」と話している。